

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和3年2月12日（金） 号外第14号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県基金条例の一部を改正する条例（4）（財政課）・・・・・・・・・・ 3
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（5）（人事企画課）・・・・・・ 5
	鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部 を改正する条例（6）（健康政策課）・・・・・・・・・・ 6
	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（7）（警察本部警務課）・・ 7
◇ 規 則	鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則（7）（県土総務課）・・・・ 8
◇ 病院局管 理規程	鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（1）（総務課）・・・・ 10

## 公布された条例のあらまし

## ◇鳥取県基金条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが整理されることに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症の定義について所要の規定の整理を行う。
- (2) 施行期日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

## ◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが整理されることに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症の定義について所要の規定の整理を行う。
- (2) 施行期日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

## ◇鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが整理されることに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症の定義及び条例の失効の日について所要の規定の整理を行う。
- (2) 施行期日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

## ◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

## 1 条例の改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが整理されることに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症の定義について所要の規定の整理を行う。
- (2) 施行期日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

## 公布された規則のあらまし

## ◇鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の定義規定が改正されることに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症の定義について所要の規定の整理を行う。
- (2) 施行期日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日とする。

# 条 例

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第4号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
28 鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症（ <u>新型インフルエンザ</u> 等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当  (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	28 鳥取県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金	東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症（ <u>新型インフルエ</u> ンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当  (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

<p>3年法律 第5号) 第1条の 規定によ る改正前 の新型イ ンフルエ ンザ等対 策特別措 置法(平 成24年法 律第31 号)附則 第1条の 2第1項 に規定す る新型コ ロナウイ ルス感染 症をいう。 。)の 対策に要 する経費 に充てる こと。</p>				<p>第1条の 2第1項 に規定す る新型コ ロナウイ ルス感染 症をいう。 。)の 対策に要 する経費 に充てる こと。</p>				
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第5号**

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の特例）</p> <p>4 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）</u>から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合においては、第4条の規定は適用しない。</p> <p>5 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の特例）</p> <p>4 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合においては、第4条の規定は適用しない。</p> <p>5 略</p>

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日から施行する。

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第6号**

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（令和2年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和4年1月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特別措置法」という。）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第7号**

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の支給）</p> <p>8 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）</u>から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。</p> <p>9 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の支給）</p> <p>8 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。</p> <p>9 略</p>

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日から施行する。

# 規 則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第7号

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則（平成17年鳥取県規則第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
根拠条例	減免対象行為	減免の別	減免後の額	根拠条例	減免対象行為	減免の別	減免後の額
略				略			
8 道路 占用条 例、流 水占用 条例、 港湾管 理条例 及び漁 港管理 条例	海上運送法（昭和 24年法律第187号）第 21条第1項に基づく 許可を受け旅客不定 期航路事業を営む者 であって、 <u>新型コロ ナウイルス感染症 （新型インフルエン ザ等対策特別措置法 等の一部を改正する 法律（令和3年法律 第5号）第1条の規 定による改正前の新 型インフルエンザ等 対策特別措置法（平 成24年法律第31号） 附則第1条の2第1 項に規定する新型コ ロナウイルス感染症 をいう。）及びそのま ん延防止のための措 置の影響により、旅 客数が著しく減少し たものと知事が認め るものが行う占用</u>	減額	そ の 都 度 知 事 が 定 め る 額	8 道路 占用条 例、流 水占用 条例、 港湾管 理条例 及び漁 港管理 条例	海上運送法（昭和 24年法律第187号）第 21条第1項に基づく 許可を受け旅客不定 期航路事業を営む者 であって、 <u>新型コロ ナウイルス感染症を 指定感染症として定 める等の政令（令和 2年政令第11号）第 1条に規定する新型 コロナウイルス感染 症及びそのまん延防 止のための措置の影 響により、旅客数が 著しく減少したもの と知事が認めるもの が行う占用</u>	減額	そ の 都 度 知 事 が 定 め る 額

附 則

この規則は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の



日から施行する。

# 病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年2月12日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

## 鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の特例）</p> <p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために行われる診療、看護その他の感染の危険を伴う業務であって管理者が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合においては、第13条（第1項第2号及び第2項第2号に係る部分を除く。）の規定は適用しない。</u></p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対応するための防疫等業務手当の特例）</p> <p>2 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）から県民の生命及び健康を保護するために行われる診療、看護その他の感染の危険を伴う業務であって管理者が定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合においては、第13条（第1項第2号及び第2項第2号に係る部分を除く。）の規定は適用しない。</u></p> <p>3 略</p>

附 則

この規程は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日から施行する。